

☆共 J B N 外 0 7 6 9 (産業、標準化) (0 5・7・5)

【産業担当デスク殿】 1 9 3 9 5

◎完成品メーカーに特許許諾 G・7 2 9 規格ライセンス改訂

【モントリオール6日PRN=共同JBN】音声符号化技術の特許コンソーシアムであるG・7 2 9コンソーシアムは6日、音声符号化方式(音声圧縮規格)のG・7 2 9規格の従来の特許使用許諾に関する方針を変更し、インターネット電話などの完成品メーカーに対してのみ特許使用を許諾すると発表した。許諾対象となる製品は、各種接続器機、音声・テレビ会議システム、コールセンター用機器、インターネット電話(IP)、IP-PBX、メディア・ゲートウエーなどとなる。

完成品メーカーは、適切な特許使用許諾を得ることによって、製品の部品メーカーに頼らずに、完成品メーカー製品のソリューションにG・7 2 9の技術を使用できる資格を確実に持つことになり、その結果これまで以上に迅速に市場へ製品を送り出せるようになる。

G・7 2 9特許使用許諾方針は、次のように改訂された。特許使用料支払いに関する報告、精算について、価値ベースの流通経路に応じた価格設定モデルで忠実に解決できるよう許諾契約書を改訂した。また、本質的に完成品に対して特許をプールするという広く受け入れられている方針に改訂した。汎用超小型演算装置は柔軟であるため、アプリケーションとデザインの間で、潜在的には稼働中ですら、変化するのを流通経路ごとに計測するのを可能にしているため、通信装置に使われる汎用超小型演算装置にG・7 2 9の特許使用料金が発生しているかどうかを把握するのは事実上不可能である。従って、今回、汎用超小型演算装置(マイクロプロセッサ)メーカーがG・7 2 9コンソーシアムの許諾対象からはずされるため、改訂された特許使用許諾契約書のポイントは、すべての完成品メーカーは、設計や製品に使われている汎用超小型演算装置の如何に関わらず、製品を市場に出す前にG・7 2 9の技術を自社製品に盛り込むため独自に特許使用許諾を得る必要がある、という点である。

G・7 2 9ライセンス・エージェンシーであるカナダのシプロ・ラブ・テレコム社(Sipro Lab Telecom)のローレント・アマー社長(Laurent Amar)は「改訂されたG・7 2 9コンソーシアムの許諾契約書によって、この標準的な音声符号化の実装価格に関する場を平準化することになり、すべての完成品メーカーにとって競争環境を改善することになる」と語った。

この特許許諾契約書は本日から有効となるが、現在継続中のビジネスや経済関係に影響を及ぼすものではなく、現在のところ汎用超小型演算装置チップやチップセット・メーカーでG・7 2 9コンソーシアムの特許使用許諾を申し込んだり取得したりした社がないため、市場営業環境を変えることにはならないとみられる。

G・7 2 9特許使用許諾に関心のある向きは、G・7 2 9コンソーシアムに関する知的財産権(IPR)の技術移転会社であるシプロ・ラブ・テレコム社に連絡してほしい。ホームページは<http://www.sipro.com> メールアドレスは[into@sipro.com](mailto:into@sipro.com)。G・7 2 9コンソーシアムは、フランステレコム、三菱電機、日本電信電話(NTT)、シェルブルーク大学で構成されている。

(了)

▽問い合わせ先

Nathalie Beaudoin of Sipro Lab Telecom,

+1-514-737-5874, ext. 232

Web site: <http://www.sipro.com>